外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成三十年十一月九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百十二号

外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十五条第一項、第四十八条第一項及び第三項並びに第六十九条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

（外国為替令の一部改正）

第一条　外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）の一部を次のように改正する。

別表の三の項（二）中「三の項（二）」の下に「又は（三）」を加える。

（輸出貿易管理令の一部改正）

第二条　輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の項（四十八）中「又は」を「若しくは」に改め、「装置」の下に「又はトリチウムの製造に用いられる装置の部分品」を加える。

別表第一の三の項に次のように加える。

（三）　1又は2に掲げる貨物の修理に用いられる組立品又はその部分品であつて、経済産業省令で定める仕様のもの	

別表第一の三の二の項（二）に次のように加える。

9　核酸の合成又は核酸と核酸との結合を行うための装置	

別表第一の五の項（十六）中「、熱可塑性の共重合体」を削る。

別表第一の六の項（七）中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とする。

別表第一の七の項（八の三）の次に次のように加える。

（八の四）　電気光学効果を利用する光変調器	

別表第一の七の項（十七）の次に次のように加える。

（十七の二）　マスクの製造に用いられる基材	

別表第一の七の項（二十二）中「基板」の下に「（（十八）に掲げるものを除く。）」を加え、同項に次のように加える。

（二十三）　多結晶の基板（（十八）及び（二十二）に掲げるものを除く。）	

別表第一の一〇の項（四）中「高速度の撮影が可能な映画撮影機、機械式のカメラ若しくはストリークカメラ若しくは」を削り、「これらの部分品」を「その部分品」に改める。

別表第二の一九の項中「規定する血液製剤」の下に「であつて、経済産業大臣が告示で定めるもの」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。ただし、第二条中輸出貿易管理令別表第二の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令（前項ただし書に規定する改正規定については、当該改正規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　世耕　弘成
内閣総理大臣　安倍　晋三

省令

○厚生労働省令第百三十一号

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第十一条、歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）第九条、柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）第九条、臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第九条、義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第九条、救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第二十九条及び言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）第二十八条並びに医師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十二号）第十一条、歯科医師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十三号）第十一条、診療放射線技師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十五号）第五条、保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号）第十条、歯科技工士法施行令（昭和三十年政令第二百二十八号）第八条、臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十六号）第二十条、理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和四十年政令第三百二十七号）第八条、視能訓練士法施行令（昭和四十六年政令第二百四十六号）第八条及び臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第七十号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十六号）第二十二条の規定に基づき、医師法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十一月九日

厚生労働大臣　根本　匠